

平成26年12月12日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成26年12月12日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第58号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議第71号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
" 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 4 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
" 6 議第63号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について
" 7 議第64号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
" 8 議第65号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
" 9 議第69号 損害賠償の額を定めることについて
" 10 議第70号 西村山地区視聴覚教育協議会の廃止について
" 11 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 12 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第13 議第61号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
" 14 議第62号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
" 15 議第66号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
" 16 議第67号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
" 17 議第68号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
" 18 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 19 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第20 議第59号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
" 21 議第60号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
" 22 請願第8号 農協改革に関する請願
" 23 請願第9号 米の需給安定対策に関する請願
" 24 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 25 質疑・討論・採決

日程第26 継続審査案件上程

(1) 請願第6号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願

(2) 請願第7号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願

〃 27 委員会の審査の経過並びに結果報告

(1) 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

(2) 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 28 質疑・討論・採決

日程第29 議会案第7号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出について

〃 30 議案説明

〃 31 質疑・討論・採決

〃 32 議会案第8号 農協改革に関する意見書の提出について

〃 33 議会案第9号 米の需給安定対策に関する意見書の提出について

〃 34 議案説明

〃 35 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時00分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について議会運営委員長報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、昨日12月11日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、御

報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申しあげます。

追加案件は、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願及び請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願の2件の継続審査案件、並びに議会案第7号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出について、議会案第8号農協改革に関する意見書の提出について及び議会案第9号米の需給安定対策に関する意見書の提出についての3件の議会案であります。このことにより、議事日程の一部変更が必要になりますが、変更内容は日程第26から日程第35まで追加となるものであります。

日程第25の後に日程第26で継続審査案件の請願第6号及び請願第7号の2案件を一括議題とし、日程第27で委員会の審査の経過並びに結果報告を行い、日程第28で質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第29で議会案第7号を議題とし、日程第30で議会案の議案説明、日程第31で質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第32、議会案第8号及び議会案第9号の2案件を一括議題とし、日程第34で議会案の議案説明、日程第35で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び日程第2、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第3、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

12月8日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査すること

にいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

初めに、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を採決し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））から日程第10、議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止

についてまでの6案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第11、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第5号、議第63号、議第64号、議第65号、議第69号及び議第70号の6案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地区ごとの投票率だが非常にばらつきがあり、よいところと悪いところの格差が90%から50%になっている。投票率を分析して集中的に投票率を上げる工夫や投票率の向上に努める必要があるのではないか」との問いがあり、当局より「選挙啓発につきましては、どちらかといえば、町場のほうが投票率が悪いので、集中的に回るなどして投票率を上げたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「話し合いの段階では、あくまでも未払い分の使用料の請求ということでわかりますが、もう少し早く言ってもらえなかったのか」との問いがあり、当局より「なぜこのタイミングでとは感じましたが、特にそのような話はありませんでした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑

に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「1市4町の視聴覚教育に対して話し合いの場は、今後、どのようにしていくのか」との問いがあり、当局より「協議会が現に保有している資産については、廃止後についても寒河江市が管理し、管内に貸し出しするというで話し合いを進めております。これまで実施してきた自作教材の制作の発表やコンクールは、山形県のほうにつないでいきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○**川越孝男議員** 議第69号について委員長にお尋ねをします。

8日の質疑の際に市の過失に伴う損害賠償保険への加入の有無についての質疑がありました。これに対して当局からの答弁は、弁護士と協議をしたいという答弁でありました。したがって、弁護士と協議した結果、どういう状況でやったのかお聞かせをいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 沖津委員長。

○**沖津一博総務文教常任委員長** その件に関しましては、委員会のほうでは質疑はなかったものと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 今回の損害賠償はそうでありますけれども、その原資になる部分の極めて重要な部分であります。そして、8日に議員からの損害賠償保険への加入の有無の問いですね、したがって、加入しているかどうかは総務課なり財政課なりでわかるのではないかというふうには私は理解をしています。弁護士と協議をするというのは、もう既にその保険に加入をしている。したがって、どういうふうな案分になるのかどうかなどというふうなことを弁護士と協議をするというふうな答弁されていたんだというふうに思うんです。

したがって、今回12日が最終日でありますから、当然にして当局は対応すべきだというふうに思うんです。委員会で審議、分科会で審議なったかならないかよりも、本会議の中で当局はそういうふうな答弁をしているわけでありますから、この点について当局の見解を求めたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員、委員長報告に対する質疑でありますので、執行部への質疑は御遠慮いただきたいと思います。

○**川越孝男議員** あのね、委員長報告に対しては質疑されていないというふうなことがありました。しかし、8日の本会議での答弁がどういうふうになっているのか、きょう最終日なわけでありますから、当然、当局としてこのことの結果は報告あってしかるべきだというふうに、議長、思いますので、この扱いについて議会として議運を開くなりなんなりして整理をしていただきたいというふうに思います。そうでないというと、本会議で何を言ってもいいということになるわけでありますから、きちっと整理をしていただきたいということを議長に要請をいたします。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑ありませんか。（「議長、今のやつしてけろ、まず」の声あり）

今の議事の進め方について、これは委員長報告に対する質疑でありますので、執行部への質疑は御遠慮いただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

川越議員。

○**川越孝男議員** 委員長質疑では、委員長はそういう答弁なかったということが明らかになりました。しかし、本会議で当局が答弁したものがどういうことかわからない中では非常に困りますので、議長、この点についてまず議会として議運を開くなりなんなりして対応していただきたい。それこそ、こういう進め方、全世界で見ているわけでありますからきちっとやっていただきたいということを要請をいたします。

○**鴨田俊廣議長** 何度も申しあげますけれども、委員長報告に対しての質疑でありますので、執行部への質疑は御遠慮いただきたいというふうに思います。（「動議」の声あり）川越議員。

○**川越孝男議員** 動議ですから。

今、委員長報告に対する質疑の部分でありますけれども、先ほども申しあげましたように、委員会では審議されていないそうでありますけれども、8日の本会議で当局答弁されているわけでありますけれども、そこが極めて重要な部分であります。したがって、動議を出します。その扱いについて当局の見解が示されるようなことをしていただきたいということを、議事進行上の動議として提出をいたします。

○**鴨田俊廣議長** ただいま川越議員から動議が提出されましたので、この動議を議題として取り上げることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時34分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま川越議員から、議第69号について執行部に答弁されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、本動議は直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、川越議員からの動議は否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））、議第63号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について、議第64号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第65号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第69号損害賠償の額を定めることについて及び議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号、議第63号、議第64号、議第65号、議第69号及び議第70号は原案のとおり承認及び可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第13、議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第17、議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてまでの5案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第18、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

- 阿部 清厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第61号、議第62号及び議第66号から議第68号までの5案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第61号及び議第66号の審査終了後に議第62号、議第67号及び議第68号の審査をすることを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「医療費がふえ、保険給付費が月2,000万円増加しているが、その要因をどう捉えているか」との問いがあり、当局より「ウイルス肝炎、大腸がん、膵臓がんなどの悪性がん、糖尿病、高血圧、心疾患等の病気がふえているため、医療費が増加しているようです」との答弁がありまし

た。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議第62号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「包括的支援事業関係で相談を受けたりすることが多くなって仕事の量がふえていると感じているが、今まで4人で行っている仕事を3人に減らしているが、支障を来していないのか」との問いがあり、当局より「当初の予算では、地域包括センターの保健師1名、主任ケアマネジャー2名、社会福祉士1名分でしたが、主任ケアマネジャーが1名減となったため、そこに嘱託職員を配置して対応しております。来年度から仕事もふえてくるということもあり、その辺のところも考慮しながら検討してまいりたいと思います」との答弁がありました。

委員より「介護認定審査会で毎月の審査を25件としているが、29件までふやして弾力的に行っているようだが、審査が1カ月を超えることもあるとのことで、1カ月で結論を出せるように検討していく必要があると思うが」との問いがあり、当局より「認定申請の件数がふえており、それに係る検査、認定調査や主治医意見書を求める件数もふえております。1カ月で結論が出せない主な原因としては、主治医の意見書がおくれるということもありますが、おくれる要因について調べて是正するよう努めたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「みなみ保育所の指定管理における選定において、財務健全性の判断が5点となっているが、その判断された理由について伺いたい」との問いがあり、当局より「財務の健全性についてであります。提出いただいた過去3年間の収支状況の書類から、収入などでは予算を上回るような決算処理もされていることなどから、円滑・安定した財務状況にあると判断をしております」との答弁がありました。

委員より「選定結果の独自の基準を設けている内容が、個人情報保護の方針を定め、必要な安全対策という予防措置を講じて適切な管理を行っているということだが、指定管理者になった場合、市の個人情報保護条例等も適用になるため、独自の基準を設けたことにはならないのではないと思うが」との問いがあり、当局より「独自の個人情報保護の方針を定めていると申しましても、当然、市の条例及び国の法律の範囲内にあるということでもあります。選定結果の中では、特に加点をしているということではなく、そういった市の条例等を遵守しているということで基準点だという考え方があります」との答弁がありました。

委員より「年収200万円以下のワーキングプアが社会問題になっているが、働いている保育士さんの1カ月当たりの給与は幾ら支払われているのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「い

ろんな雇用形態もありますので、一人一人の賃金内容までは確認しておりませんが、平成27年度の収支予算書では、平均で250万円以上になっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「評価について伺います。3社の応募があり、選定団体とA団体ともに点数がよい2団体ですが、管理実績のところで類似しない施設の指定管理の実績があれば、A団体が逆転します。しかしながら、実績報告書の提出がないということで2点差で選定団体に決まりました。指定管理業務上、この実績報告書の提出は必要だったのかお伺いしたい」との問いがあり、当局より「実績報告については、提出していただくことになっております。今回のA団体ですが、提出があれば、それなりの判定をできるということで提出をお願いしましたが、提出ありませんでしたのでこのような評価になりました」との答弁がありました。

委員より「自主事業による施設の有効活用方策の事業提案について伺いたい」との問いがあり、当局より「選定団体からは、市民浴場の開場時間を現在のサマータイムよりも拡大した形での御提案をいただいております。また、独自事業として、季節のサービス、ふるまいやバラ風呂、リング風呂などの香り風呂やだんご木を飾ったりしながら季節感を出すなどの提案をいただいているところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 私も厚生常任委員会のメンバーなのですが、議第67号の関係について極めて重要な部分が今の委員長報告の中に抜けているんですね。というのは、指定管理者の指定では公募が原則なんです。そして、保育所に導入されたときに、やっぱり子供と保育士さんたちとの関係というのは極めて大切だということで、当初は3年で始まったんですけども、市の職員も配置をしてやってきました。

しかし、指定管理者の指定は5年間ということにして、5年目にやっぱり公募すべきだというふうに導入をしたときの経過からすれば。しかし、保育所は1回目決まれば後は公募しないんだということが今回出されました。それは極めてまずいのではないかというふうなことを意見としても、質疑もしながら意見としても出しているんですけども、委員長の今の報告の中にそれが盛られていません。

したがって、この点についてどういうやりとりがされたのか、きちっと全議員の皆さんに理解をしていただく報告をしていただきたいというふうに思いますので、委員長にお尋ねをしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 川越委員の言われた質疑は確かにありましたが、委員長として報告することもないということで報告をいたしませんでしたので、御了承願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっとお尋ねをしますが、今、委員長からは報告するほどのものではないということでありましたが、そうした議論はあったということで、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、1回、指定管理者になるとずっと引き続いて未来永劫、その何といいますか、保育所といえますか、申請団体が指定管理者としてなるということに答弁があったということを確認してよろしいんですか。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 市のほうでは……。この件につきましてちょっと休憩させてもらってよろしいでしょうか。

○鴨田俊廣議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 それでは、お答えをさせていただきます。

新規に導入する場合は公募は行いますが、指定管理者がその後、適切かつ良好、順調に保育所の運営をしているということが確認される場合は、公募を行わないことが適当というようなことでこれまで行ってきましたということで、課長のほうから御報告は受けております。以上です。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 つまりわかりやすく言うと、公募はもうしないということになるわけですか、適切にされているというふうに判断しますと、公募はしないということになるということですか。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 5年間の見直しということがありますので、その中で見直しというのは、その時点で決まるものかと思います。

○鴨田俊廣議長 内藤委員。

○内藤 明議員 その見直しというのはどういうふうなことですか。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 ちょっと今の私の発言の中で見直しという言葉が出てきましたけれども、これまで築き上げた保護者でありますとか、地域あるいは児童との信頼関係ということもあります。公募を行うことで不安や動揺を与えかねないというようなところがあります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**鴨田俊廣議長** 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第67号を除く議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第62号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について及び議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第61号、議第62号、議第66号及び議第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議第67号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第20、議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第23、請願第9号米の需給安定対策に関する請願までの4案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第24、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第59号、議第60号、請願第8号、請願第9号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号農協改革に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「これは願意妥当であり、ぜひ採択すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号が採択されましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、請願第9号米の需給安定対策に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「願意妥当であり、採択すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号が採択されましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、請願第8号農協改革に関する請願及び請願第9号米の需給安定対策に関する請願の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号、議第60号、請願第8号及び請願第9号は原案のとおり可決及び採択されました。

継続審査案件上程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第26、継続審査案件上程であります。

請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願及び請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括議題といたします。

委員会の審査の経過 並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第27、委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

初めに、総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月8日、委員全員出席し、さきの9月定例会において継続審査となりました請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について審査いたしました。

主な審査の内容を申しあげます。

委員より「あの悲惨な戦争の反省の上につくられた日本国憲法に違反する閣議決定を許してはならない。意見書を提出していただきたい」旨の意見がありました。

委員より「集団的自衛権については、今後、国会でさらに審議していく。そして、事前に国会の承認を得て法案を明記することになっている。方向性としては間違いのないと思う。請願に対しては願意妥当でない」旨の意見がありました。

討論に入り、委員より「請願については世界の流れ、戦後69年を経過し、基本的に誰でもが戦争のない国を目指している。世界的には、国民の安心・安全を守ることを条件整備する時代に入ってきたと思う。今回の集団的自衛権の行使については、当然だと思っております」との反対討論がありました。

また、委員より「自衛隊が活動する場所が戦闘現場になり得るし、攻撃されれば、武器を使用することを認めています。こんな集団的自衛権の行使容認を認めることはできません」との賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号が採択されましたので、担当書記により意見書案朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、多数により議会案を提出することに決しまし

た。

以上で総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○**鴨田俊廣議長** 次に、建設経済常任委員長報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、委員全員出席し、さきの9月定例会において継続審査となりました請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願について審査しました。

主な内容を申し上げます。

委員より「請願第7号については、農政を展望した場合に、大規模化を図るということも一部にはわかります。しかし、家族を中心とした農業の経営形態になっている状況から、願意妥当と認めて採択すべきだと思います」との意見がありました。

委員より「JA中央会というものが農民のためになっているのか疑問を感じております。そんな意味から賛成できない。よって、不採択とすべきだと思います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。請願第何号に対する討論ですか。（「請願第6号です」の声あり）賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）反対討論はありませんか。那須議員、賛成ですか、反対ですか。何号についてですか。（「6号です」の声あり）ほかに。高橋議員。（「6号」の声あり）ほかに。国井議員。（「請願第6号について反対の立場です」の声あり）内藤議員。（「7号です」の声あり）

初めに、反対討論について。（「請願第7号に関して反対の立場です」の声あり）

先ほど確認します。内藤議員は、7号に対する。（「7号に対して」の声あり）

初めに、反対討論について那須議員の発言を許します。

〔那須 稔議員 登壇〕

○**那須 稔議員** 請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求

めることについて、新清・公明クラブを代表し反対の立場から討論を行います。

このたびの請願では、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更と言われておりますが、そもそも平成26年7月1日の閣議決定は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が正式なタイトルであります。

閣議決定の内容は、安全保障法制整備の方向性や考え方を明確にした基本方針であり、他国に対する武力行使の排除、それ自体を目的とする、いわゆる集団的自衛権を認めたものではありません。これは閣議決定を受けて開催された衆参両院の予算委員会集中審議で明らかであります。

平成26年7月14日、衆議院予算委員会での公明党の北側一雄衆議院議員の質問に対し、内閣法制局長官は、「他国に対する武力行使の排除、それ自体を目的とするものではない。1972年見解における、いわゆる集団的自衛権は、まさに集団的自衛権全般を指していると考えます。その意味で、丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点では今回も変わってはいない」と答弁。また、翌15日の参議院予算委員会での公明党の西田実仁参議院議員の質問に対し安倍首相は「他国の防衛、それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではない」と答弁しております。さらに「閣議決定は、解釈改憲か」との西田参議院議員の質問に対し、内閣法制局長官は、「閣議決定は、憲法改正によらなければならないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲には当たらない」と答弁しております。

憲法9条のもとで例外的に許される武力の行使についての考え方を述べた1972年の政府見解については、全4項目で構成されています。このたびの閣議決定の3番目、憲法9条のもとで許容される自衛の措置に示された武力行使の新3要件、閣議決定の中で1972年の政府見解を指し、この基本的な論理は、憲法9条のもとでは今後も維持されなければならないと明確にしており、この点に関しては、平成26年7月14日、衆議院予算委員会での北側衆議院議員の「1972年見解と新3要件との間に論理的整合性は確保されているのか」との質問に対して、内閣法制局長官は、「1972年の政府見解の基本理論と整合すると考える」と答弁しております。1972年の政府見解の結論は次のとおりであります。「あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認される」、「我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」とされています。

次に、このたびの閣議決定で示された新3要件は、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに必要最少限度の武力を行使すること」としています。

これらの新3要件は、1つは、明白な危険がある場合において、2つ目には、自衛の措置としてのみ許されるもの、3つ目には、必要最少限度の武力行使としているなど三重の縛りをかけております。1972年の政府見解からさらにハードルを上げたものになっています。これを越えるには憲法を改正するしかありません。

また、専守防衛の権利に関しても、平成26年7月14日の衆議院予算委員会安倍首相は、「憲法9条のもとで許容されるのは必要最少限度の自衛の措置としての武力行使のみ。憲法にのっ

とった受動的な防衛戦略の姿勢は変えず、専守防衛は維持する。それに引き続き受動的な防衛戦略の姿勢は変わらない。また、海外派兵は一般に許されないという従来からの原則も全く変わらない。自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してないことを断言しておきたい」と答弁しております。

以上のことから、請願の中にある安易な解釈改憲、戦争に参加することにつながるもの指摘は当たらないものと考えます。

また、閣議決定の前文では、戦後日本が専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならず、平和国家としての歩みをより確固たるものにする」と強調しています。

さらに、力強い外交の推進や法の支配の重視、紛争の平和的解決への意思も示しております。

今回の閣議決定に基づいた法案の審議は、来年の通常国会が論戦の舞台であり、今回の憲法解釈は、請願で言われる立権主義の否定などではありません。求めなければならないのは、この法改正に対して国民的な議論や国会での審議を十分重ねていくことであります。

このことから、このたびの請願内容には賛同することはできません。その意味で次に出されていきます議会案第7号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出についても、寒河江市議会として意見書を出すべきではないと考えます。

以上の理由により、請願第6号について反対することを表明し、討論といたします。

○鴨田俊廣議長 次に、賛成討論について遠藤議員の発言を許します。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 私は、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する請願について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論いたします。

さきの総務文教常任委員会では、委員長報告のとおり採択されました。本会議でも願意妥当として採択されますよう、以下の理由を付して心から呼びかけるものです。

ことし7月1日、安倍政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を表明しました。その中には、武力の行使を行う他国軍隊に対する支援をすると明記されております。これはこれまでの自衛隊の海外派遣をする地域を、非戦闘地域と限定していたその歯どめを取り払うものにほかなりません。

しかも、この閣議決定には、輸送や補給、武器弾薬を含むなどの支援活動をこれまで以上に支障なくできるようにすると書き込まれております。

7月14日、15日、両日の衆参予算委集中審議で安倍首相は、自衛隊が戦闘中の米軍のすぐ後ろまで行って支援すれば、敵軍に狙われ、そこが戦闘の現場となり武器を使うことになる」と明確に認めております。

何をどのように言おうとも、それはうそとごまかしであり、詭弁です。この事実こそ、戦争に道を開くものではありませんか。他国での米軍の戦争で自衛隊が肩を並べて武力行使するということです。これでは海外派兵に歯どめがかからなくなり、日本の若者が海外で殺し殺される事態になってしまいます。

そもそも日本国憲法では、時の政権が勝手気ままなかじ取りができないよう権力に対する縛りをかけているのです。この憲法9条のもとで今まで絶対にできないとして歴代の政権が手をつけられなかったものを、自分本位の身勝手な解釈で変更するなどということは明確な憲法違反であり、国民に対する暴挙であります。

尖閣諸島などの問題を挙げ、また衆院予算委の討論を挙げ、集団的自衛権の発動が必要だと言っている人たちもいますが、武力には武力をとという考え方は、現在、中東などの例を見ても事態は悪化する一方ではありませんか。

日本は平和外交で、あくまで話し合いで解決するというのが憲法9条の精神です。もっと勉強していただきたいと思います。私は勉強してまいりました。

ことしの流行語大賞で年間大賞にもなったこの集団的自衛権は、国民の関心が高く、マスメディアでも懸念する声が多く、何より自衛隊員自身やその家族からも反対の声が上がっています。そして、歴代政権の屋台骨を支えてきた元自民党幹事長の加藤紘一さんや古賀 誠さん、そして野中広務さんなどからも強い危惧の声が発信されています。

武器を持って戦闘地に行くことになれば、自衛隊に入る若者も減るでしょう。そうなれば、日本の若者が皆対象にされ、徴兵制がしかれることにもなりかねないのです。

私たちは、何のためにあの戦争の犠牲を乗り越えてきたのでしょうか。二度と戦争はしない、武器は持たないと平和への思いを込めて制定されたこの日本国憲法こそ、宝のように守り抜かなければなりません。時の政権の勝手な解釈で変更されてはなりません。

どうか皆さん、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する請願第6号に、どうかこぞって賛成していただきますよう心から呼びかけまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

○**鴨田俊廣議長** 次に、反対討論について、高橋議員の発言を許します。

〔高橋勝文議員 登壇〕

○**高橋勝文議員** 請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について、新政クラブを代表して、反対の立場から討論させていただきます。

今日までマスメディア等で報道されておりますので、整理整頓して討論させていただきます。

今回の閣議決定は、その中で記載された集団的自衛権は、憲法第9条のもとで例外的に許容される武力の行使について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理を示し、その基本的な論理は憲法第9条のもとでは今後とも維持されなければならないとした上で、憲法上、容認される武力行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある。しかし、この武力の行使には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれますが、憲法上はあくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものであって、ある国が武力攻撃を受けた場合、その国と関係ある国が共同して防衛に当たるフルサイズ集団的自衛権とは全く異なるものであります。

憲法9条のもとでこれまで許容されておりました範囲での自衛の措置、実際は個別的自衛権と集団的自衛権との重複する領域の事象であって、従来政府の見解を一步も踏み越えていないことが明らかであります。

私は、安倍総理に対し、憲法第9条のもと、日本の平和原則を守り、将来にわたって戦争をしないための法整備を行っていただけるものと信じております。

そして、そのための重要なツールが今回の閣議決定であります。現在、衆議院の選挙の真っただ中であり、争点の一つにもなっており、論戦の真っただ中にあることは、御案内のとおりであ

ります。

私は、これからの安全保障整備に関して、従来の憲法の平和原則を堅持し、フルサイズの集団的自衛権行使に歯どめをかける今回の閣議決定を憲法の平和主義を断じて守る立場から、本請願に反対するものであります。

各議員におかれましては、賢明な御決定をなさいますようお願い申しあげ、私の反対討論とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 賛成討論はありませんか。内藤議員。

〔内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願に対し、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

憲法の前文と憲法第9条は、第二次世界大戦の惨禍を顧みて、威嚇と戦力の不保持、国の交戦権を否定し、一切の戦争をしないことを約束しております。

歴代政権は、「自衛隊は我が国が武力攻撃を受けた場合に備えた専守防衛の組織であり、海外で行使することはない。また、憲法9条のもとでは、集団的自衛権の行使は許されない」としてその見解を繰り返し表明し、説明をしてきたところであります。

ところが、戦後レジームの脱却を標榜する安倍首相は、国民や国家にほとんど説明のないままに7月1日、これまで確立した憲法解釈を変更して転換し、我が国が攻撃されていないにもかかわらず、密接な関係にある他国への攻撃を阻止するために武力行使ができるようにする集団的自衛権行使容認の閣議決定を行ったのであります。

つまり、自衛隊が米軍などとともに海外の戦闘に参加できるようにすることを決定したのであります。これは、戦後約70年、平和憲法に基づいて非軍事的手段で平和構築を図り、国際貢献し、国際的に信頼と尊敬を得てきた日本の誇るべき歩みを覆す暴挙と言わなければなりません。

そもそも安倍氏は、私が最高責任者だとして豪語し、選挙で多数を得たから何でもできると勘違いされている節が見られます。憲法とは、先ほどありましたとおり、主権者たる国民が政治権力を握り、主権者たる国民が政治権力を縛り、そこに規定された条項を守らせるものであり、縛られる側の政権側が勝手に憲法解釈をすることは許されないことであります。

今回の閣議決定は、憲法9条違反であるとともに、国際ルールである立憲主義を踏みにじるもので到底許されるものではありません。

昨日11日の毎日新聞が発表した9日、10日に行った世論調査によりますと、集団的自衛権行使容認については、賛成が35%に対して反対は51%と報じております。日本の若者が戦地で人を殺し、殺されること、集団的自衛権行使で米国の起こす戦争に巻き込まれ、逆に日本の軍事基地や原子力発電所が標的にされること、在外の日本人がテロの対象にされること、戦争参加によって自衛隊に入隊者が少なくなれば、やがて徴兵制がしかれるのではないかとする、そうした多くの心配、不安があって国民は反対をしているのであります。海外での戦闘参加は国民を戦争に巻き込むことが懸念をされております。

同僚議員の皆さんの御賛同をいただきますよう心から願って、私の賛成討論を終わります。

○鴨田俊廣議長 次に、反対討論について、國井議員の発言を許します。

〔國井輝明議員 登壇〕

○**國井輝明議員** 請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について、反対の立場から討論させていただきます。

この集団的自衛権容認に対して世論調査によりますと、反対、または慎重意見の方が多いたるは確かであります。私がそれを考えるに、集団的自衛権というのは、多義的概念があり、人によって捉え方が違ふと感じております。

これまでの歴史で起こった侵略戦争、それをあたかも自衛戦争という形で捉え、これを集団的自衛権だというように侵略戦争をもって集団的自衛権の行使というよな論理のすりかえにより、国民に対して国民の正しい理解を妨げている、こうしたことが原因なのだと考えます。

集団的自衛権は非常に幅があると思ひますが、多くの国民は、よその国が攻撃されたときに、それに対して我が国が友情のきずなとして加勢しますよというよな理解をしているのだらうと思ひます。それであれば、やはり日本国憲法の平和主義から見て、そこまでやるのは行き過ぎであり、国民世論が反対するのち当然だと考えます。

政府が進める集団的自衛権というものは全くそのよなものではないと私は理解しております。よその国が、確かに攻撃されたのだけれども、それは我が国への攻撃とも見ることができます。そして、それが我が国に対する攻撃として切迫している状況下にある。別の言葉で言へば、今反撃しなければ我が国にとって危機的な状況に追い込まれ取り返しがつかないことになる。こうした状況下になれば、我が国を守るために反撃しなければならぬ。集団的自衛権はこうした非常に限定されているものなのであります。

集団的という言葉は使われておりますが、これは紛れもなく自己防衛であり、自分を守るということであります。よその国を守るということが主ではなく、あくまでもそれは付随するものであります。

こう考えますと、自己防衛としての集団的自衛権、これは固有の権利であり、これは憲法を否定しているとは到底考えられません。

よくこの議論の中で立憲主義という言葉も出てまいります。この立憲主義という言葉も誤解されているのではないかと思ひます。立憲主義というものは、あくまでも国民の生命、身体、財産、そういう国民の利益を最も尊重しております。そして、国がそれを守りますという立場であることから、このような自己防衛を否定することはおかしいと私は思うのです。

したがって、政府が進める集団的自衛権とは憲法の許容するものであり、自国を守るために必要であると考え、これに対して反対する請願というものには私は理解ができません。政府が導入しようとしている集団的自衛権というものは決して憲法の基本原則に反するものではなく、憲法の許容の範囲内であること。それ以上に国民を守ることに必要であることから、請願第6号について反対の立場としての討論とさせていただきます。

○**鴨田俊廣議長** 賛成討論はありませんか。

次に、反対討論について太田議員の発言を許します。（「私、取り下げにしてもらってよろしいですか」の声あり）はい、取り下げで結構でございます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める

意見書の提出に関する請願について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、請願第7号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第29、議会案第7号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**鴨田俊廣議長** 日程第30、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**鴨田俊廣議長** 日程第31、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第7号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第7号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出について、起立または挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立少数であります。

よって、議会案第7号は否決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第32、議会案第8号農協改革に関する意見書の提出について、及び日程第33、議会案第9号米の需給安定対策に関する意見書の提出についての2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第34、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号及び議会案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第8号について質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

次に、議会案第9号について質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

討論を終結いたします。

これより議会案第8号農協改革に関する意見書の提出について及び議会案第9号米の需給安定対策に関する意見書の提出についてを一括して採決いたします。

議会案第8号及び議会案第9号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、議会案第8号及び議会案第9号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時02分

○鴨田俊廣議長 これにて平成26年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。